

- 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。
- 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収させていただきます。
- 「普通徴収切替理由書兼仕切紙」の提出がない事業主の方は、今後、指定予告通知等を送付させていただきます。

a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）

